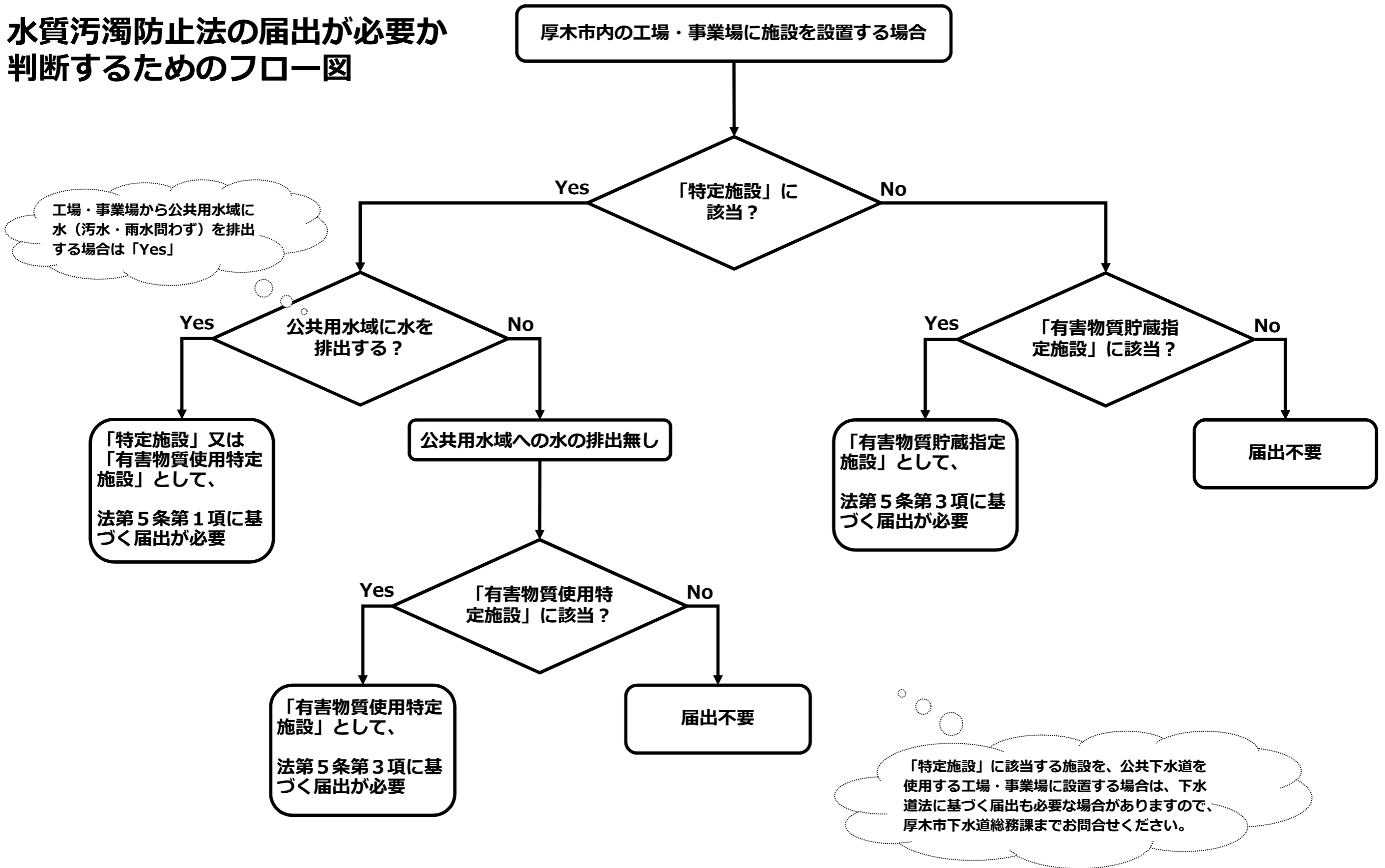


水質汚濁防止法の届出が必要か判断するためのフロー図



「特定施設」とは、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設として、法施行令第1条に規定された施設のこと。

「有害物質使用特定施設」とは、特定施設のうち、有害物質（法施行令第2条に規定）を製造し、使用し、又は処理する施設のこと。

「有害物質貯蔵指定施設」とは、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設のこと。